

令和4年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月9日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	久富和浩
企画部長	洞口博行	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	松井俊英		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

3番 飯尾龍也君の発言を許します。

○3番（飯尾龍也君）

皆様、おはようございます。

今、ロシアがウクライナに侵攻し、ウクライナの人たちは諸外国へ避難し、すごい苦しい思いをされております。まして406人、昨日現在で26人のお子さんが亡くなったというのを聞き、とても遠い国のこととは思えません。といいますのは、私の父親も小学校6年生のときに空襲が終わって、そのときに敵国アメリカという形で小学校のときの深い深い傷を負って、それから戦後暮らしてきたという思いが過去日記で記憶にございます。といいますのも、そうした戦争というものがないければよかったなという時代を日本は過ごしており、また核兵器を唯一世界で落とされた被爆国でございます。そのようなものを脅しとして、ロシアがこのような侵攻をして、平和を冒瀆するようなことを、とてもじゃないですけど許すことはできません。このような思いがあり、まずは深く戦争で亡くなられた方に黙祷したいと思っています。

続きまして、まずは通告書に従いまして、一括質問という形で行わせていただきます。

まず、この議会に入りまして最初の資料に目を通し、いろんな資料に目を通して、ふと疑問に思ったことがございました。といいますのは、資料一般予算書、なおかつ特別会計の予算書を見まして、これは公会計と民間の会計は違うんですが、おかしいな、これで二百数億の予算が執行されていくんだなあという思いがあり、ああすごいことだなという思いと、またこのような形で進めていってもいいのかなという疑問もございました。

といいますのは、国がまず平成15年決算より、省庁別財務諸表の計数を基礎とした国全体のフローとストックの情報を開示する国の財務書類の作成・公表が行われております。また、平成21年度決算分から各省等において、政策別コスト情報の作成・公表、また平成26年の決算分から政策別コスト情報の作成・公表に加えて、個別事業のフルコスト情報の開示の取組を試行的に開始し、各省等はそれぞれの代表的な事業等に事業単位で作成したフルコスト情報の公表を行っております。また、平成29年度決算からは予算のPDCAサイクルに役立つ情報提供という観点を重視し、この取

組の質の改善を図ってまいります。

また、令和2年6月には政策別コスト情報の廃止を展望しつつ、個別事業のフルコスト情報の開示を事業別フルコスト情報として本格的に仕組み化することを目的とするコスト情報の活用に向けた小グループを設置し、意義・目的、作成する事業の性質、事業累計と共通経費の配賦方法、フルコストの算定方法、表示・開示方法など、単位当たりコスト等を各種指標を用いることにより、資源配分の効率性、受益者負担の適正性といった検証が可能となる事業、減価償却資産を保有する事業、フルコストに占める人件費の割合が高い事業など、事業費のみでは実質的な単位当たりコストの把握は困難である事業を重点的に選定すべきであり、事業別フルコスト情報を把握開示することで、行政担当者にとって自ら担当する事業の費用の全体像の把握が一段と容易になり、当該事業に対するコスト意識が一層高まり、経年変化や他事業との比較を通じた効率化、適正化への取組を促す効果が期待できるとしています。事業別フルコスト情報として把握された事業ごとの費用の全体像を市民に情報提供することは、市民の行政活動に関する理解の促進につながると考えております。

その中で、まず1として補助金・給付金型の事業というのがございまして、その中身は、補助金・給付金型事業とは市が市以外のものに補助金、そのほか給付金等を交付する事業。(2)としては受益者負担型事業、これは特定のものに提供する公の役務に対する反対給付としての手数料等を徴収することとする事業です。

また、そのほかの事業としては、1・2に該当しない事業で、行政活動の効率化、適正化の検討や予算のPDC Aサイクルの活用を取り入れる事業、減価償却資産を保有する事業、フルコストに占める人件費割合が高く、事業費のみでは事業の全体像が把握困難な事業、そのほか予算のPDC Aサイクルへの活用等を考える事業と考えており、その中のコスト計算する指標としては、単位当たりのコスト、全ての事業別フルコスト情報で、また間接コスト率、補助金・給付金型のフルコスト情報、自己収入比率等々ございます。

また、この単位当たりコストというのは、交付件数、利用者数等の実績を表す単位で除した値、また間接コスト率は事業費等の資源配分に要したコスト、間接コストをその資源配分で除して得た値、自己収入比率は受益者が負担する手数料等の自己収入額をフルコストで除して得た値でございます。これは、多分ネットの財務省のホームページで検索していただければ全部載っていますので、なお確認していただきたいと思っております。

といいますのは、このように財務省、国が既にこんなようなことをやっておりますし、先般、私が初めてここで質問した地方自治の住民の自治と団体の自治という、先輩方がやっと地方分権を勝ち得たものに対してすばらしいことだと思ひ、それをなおかつ活用するためには、やはり国と地方が対等・協力であるためには、自分たち地方もぜひ国と対等の書類をしっかりと整備し、根拠のあるデータをもって対等に国と交渉して予算を勝ち取っていくことが大事だと思っております。

といいますのは、これで最初のときに水道事業の決算報告をやって、水道事業の中身の数字を見ましたら、ええっ、こんな状態であったのかと僕は素人ながら思いました。素人の私でもこれは考えられない、じゃあ何でこんなにほかっていたんだという思いがあります。といいますのは、水道

料金、今度値上げになります。水道料金の基本料金ですが、多分私が高校を卒業した18歳から数えて37年を2%で計算しますと、36年ですと2%ずつ毎年上げてくるだけでも、今現状で基本料金は倍になります。これは普通に計算してもらえば分かります。このように見通しを立てたものと考えてやっていたら、こんなことにはならなかったんじゃないかなという思いがあります。いきなり、あれ、急に上がったな、ちょっと水道を使うのをやめようかなという思いになりますし、あれ、こんな水道事業、どういう関係でなっているのかというのが普通の市民の方の感覚だと思います。

このような水道事業は、平成27年ですから、これからも採算が合うような計算でしっかりこれから見通しを立てて、基本料金も上げ、使用料も受益者負担という形でやっていますが、今後なお下水道、特に農業排水、真正や本巣地域には下水道がございまして。そのほか病院事業、いろいろ等々ございまして、事業に対してのコスト意識を持っていただいて、やっぱり将来世代、私の子どもにもですし、その次の代にも悔いを残さないような、ああやっぱり先輩方はしっかりやっていたんだな、コスト計算もして後のことも考えてやってくれたんだな、そういう行政を行っていくのが私の責務だと思いますし、その責任感を持ってこういう質問を出させていただきました。

最初の事業別財務諸表並びに事業評価というものを思いまして、この観点からまず一般会計と特別会計のうち、独立採算制の事業は何ですか。また、2として、事業評価はどのような指標で行っていますか。3. 個々の地方債の交付税措置がある年次償還表はございますかというのが1つ目です。

続きまして、2の人事評価の基準についてです。

といいますのは、今皆さんの席、男女の比率はどんなもんですかね。といいますのは、執行機関というか部長さんなどはほとんど男性ですよ。こちらは一応住民の自治という形で代表で選ばれた、年齢構成も男女構成も様々でいろいろございまして、社会の縮図としてはちょっといかがなものかなという思いがあります。

男女共同参画というものが1999年から基本法が制定されて、もう20年もたっています。私がちょうど妻と結婚したときです。妻と結婚したときも条件として、私は仕事をしますと。そうですね、いいことです。ましてや、それに対して、じゃあ私たち夫婦の共通に優先されるのは何ですかと言われた。子どもが優先という。じゃあ僕も同じです。じゃあそれに対してお互いに家事も分担し、経済も分担しやりましょうという形で結婚いたしました。その当初、彼女ももともとは県職員でした。でも一旦辞めまして、大学院に入り、研究者になって、研究者というのは非常に世界が狭く、また男社会のところですよ。同じキャリアがあっても、同じ論文の数を書いても、男性、女性どちらを採りますかといったら非常勤ではまず男性です。そういう狭い世界です。その中で彼女はかいくぐって、やっと今の現在の職に就いております。

その中でも、キャリアアップするときにも、ちょうど第1子の私の長男を身籠もったときでも、海外で講演があると聞かれ、せっかくなら海外で講演できるといいですという話もございましたが、やはり子どもが最優先です。海外の講演よりは自分の子どもが大切ですから。そういう形でキャリアを少し落としでも、スピードを落としてでも子どもが優先という形でやってきました。じゃあ私

はそれに対してバックアップして何とかしていこう。そのうち、また彼女も上昇志向が高かったもんですから、ほかの大学へ移りたい、もっと自分の専門の研究をしたいという形でいろんなところに毎年論文を書き、提出し、どんどん実績をつけ、ヨーロッパの学会でも私もついていきましたが、発表したりしてはいたけど、なかなかそういう評価はいただけません。そういう世界でも何とか今の大学で職員としてやっておりますが、こういう状況の中でもせっかく先鞭をつけてやってきた女性を、やっぱりもっともっと生かすべきではないかと思っています。

私は、男があれをやるべきだ、女がやるべきだという概念をもともと持っておりませんので、全然今のジェンダーフリーというのは、あれ、こんなの僕にとっては当たり前だなというのが考えです。そういう思いがありまして、ぜひこの第2番目であります人事評価等を質問で上げております。

といいますのは、行政内のコンプライアンス意識の徹底をされていますか。内部統制は具体的に何をしていますかというのも、その中で女性が上がってこれないのかなという思いもありまして、ましてや女性の幹部登用率等々ございます。というのは、公務員というのは非常に志高い人がやるべきものだとは僕は認識しておりますので、その中で女性だけが劣っているとはとてもじゃないと思っているので、やっぱり公共の機関としてぜひとも女性をしっかり引き上げて、先鞭をつけた、ああ本巢市はやっぱり違うな、やっぱり女性にも優しいなあ、高齢者にも優しいなあ、子どもにも優しいなあ、そういう行政を進めていただきたいものですから、第2番目の質問に入れさせていただきました。

3つ目になりますと、まず都市計画道路長良糸貫線についてでございます。

これはもう既に数十年前、私の父親が1期、町村で議員をやっていました。それ以前から一生懸命やっておりましたが、やっとうまく日の目を見るような形になり、ものとなっているのはとても感慨深いです。という思いもありまして、概要及び施工ロードマップ、またライフサイクルコスト等を考慮したものかというものを質問していきたいと思っております。

以上3項目、よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

飯尾議員に申し上げます。

2項目めでございますが、概略の質問はありましたけれども、各項目についての質問が抜けておりますが。

○3番（飯尾龍也君）

何番目ですか。

○議長（黒田芳弘君）

2項目めの人事評価の基準についてというところで、大まかな質問はされたんですが、上げております3つの項目について抜けておりますが、よろしいですか。

○3番（飯尾龍也君）

内部統制ですか、(2)の。

○議長（黒田芳弘君）

人事評価全般についての質問というのはありましたけれども、3つ通告してあります3点の項目についてのそれぞれの質問はありませんでしたが、よろしいですか。

○3番（飯尾龍也君）

ごめんなさい。申し訳ないです。

1の人事評価の基準というのは、その行政内のコンプライアンス意識、内部統制は具体的にというのは、これをまず最初の議会を終わり、それから要するに消費税の滞納というのがございました。それに対しての執行した期間の処分、訓戒になるのか訓告になるのか、そこら辺のところ为抓手りなされているのかなというのが議会に報告が来るものだと思うし、何もなされていないという思いもありまして、行政の立場としてどのように処遇されているのかという思いもありますし、あと人事評価等のコンプライアンス、内部統制というのは、総務課から年末の交通安全の立哨がございました。それに対して、多分職員なんだろうが、角々に立っていますけど、ただ立って見えるだけなんです。ちょっと確かに仕事で上司に言われたから立っているというのは、ええっと思って。私は、じゃあその場に行って何をするかといたら、子どもたちが安全に通学、登校し、やるのが普通の感覚のもので、何一つ挨拶もしなければ、安全確保のような立ち居振る舞いもないので、ちょっと行政の職員としては低いなあという思いがありまして、このような人を、ただ言われたから来ました、寒いで30分立っていますでは、このような人材をどうやって評価するのかなと思うし、どんな感じなのかとも思いました。

あとと言いますと、いろいろな職員の方としゃべっていると、こういうことをしゃべっていいのかなという思いの情報が出てくるところがありまして、それはコンプライアンス上、普通の民間企業でもコンプライアンスって非常に厳しいです。私も民間の同級生等々役員等もいますけど、口は堅いです。とてもじゃないけど、そんな内部的なことは話しません。あえて外しています。だからそういうことを、ちょっとこれは倫理規定とまでは言いませんが、という思いがありまして、2番目のコンプライアンス、内部統制というのは、また責任の所在というのはどんなものかなと思ひまして、このような案件を出しました。以上です。すみません。

3つ目は、女性の幹部登用率、部長さんあたりが皆さん男性の方、LGBTもありますのであえてそういうことは言いませんが、ちょっと年代的にそういう構成なのか、なかったら今言われている就職氷河期の49歳未満の優秀な民間の人を登用したりとか、いろんな今は中途採用というのもございますので、そういうことも念頭にぜひ考えていただければと思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

1項目め及び2項目めの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは1項目め、事業別財務諸表並びに事業評価についての1つ目の一般会計と特別会計のうち、独立採算制の事業はについてお答えをさせていただきます。

本市の会計は一般会計のほか、国民健康保険、後期高齢者医療、企業用地造成事業及び農業集落

排水事業の特別会計並びに地方公営企業法を適用した水道事業と下水道事業の公営企業会計から構成をされているところでございます。

このうち、公営企業会計であります水道事業及び下水道事業につきましては、地方公営企業法に基づき設置し、同法第17条の2第2項において、地方公共団体の一般会計またはほかの特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと規定されており、独立採算制を定めておりますが、同法第17条の3においては、必要に応じて一般会計から地方公営企業に補助をすることができると規定をされているところでございます。

また、特別会計におきましても、地方自治法第209条第2項に、特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができると規定されておりまして、独立採算制によって運営する事業と言えますが、特別会計においても必要に応じて一般会計から特別会計への繰り出し等により事業運営を行うことができることとなっているところでございます。

続きまして、2つ目の事業評価をどのような指標で行っていますかについてお答えをさせていただきます。

事務事業評価につきましては、行財政改革大綱に基づきまして、事務事業の必要性や効率性等を総合的に分析・検証し、事務事業の改善を図ることを目的に平成23年度から実施をしているところでございます。

評価の手法につきましては、担当課で評価をいたします1次評価、1次評価をした事業を課長級の職員で構成する検討委員会で評価をする2次評価、さらに2次評価した事業を外部の識見を有する方などで構成する外部評価委員会で評価する外部評価の3段階での評価を実施しているところでございます。

次に、過去に実施しました事務事業評価についてでございますが、事務事業評価制度がスタートいたしました平成23年度につきましては、当初予算に計上しました全ての事業を、翌年度であります平成24年度には、前年度、23年度に実施をしました全事業のうち人件費や補助金、助成金などを除いた事業を行いました。平成25年度には補助金、助成金交付事業に絞って行い、平成26年度からは平成23年度以降に着手をしました新規の事業で、その評価する時点におきまして継続的に行っている事業を対象に行っておりまして、本年度につきましては、平成30年度に着手をしました新規の事業で、今年度も実施をしております10の事業について1次評価、2次評価を行い、このうち6つの事業については外部評価を実施したところでございます。

御質問の事務事業評価の指標でございますが、1つ、必要性として目的の妥当性或は市民ニーズの傾向、2つとしまして、有効性といたしまして成果の達成状況や事業の手法・活動内容、3つとしまして、効率性としてアウトソーシングの可能性や事業統合、連携、コスト削減、4つ目としまして、公平性として受益者の方より、受益者負担の適正化の4つの視点に基づいて、AからDの4段階の評価結果を点数化いたしまして、この4つの視点の平均点及び合計点によりまして、Aといたしまして、A評価のものの事業を継続する、B評価のものは経費削減に努めて継続をしていく、C

評価では事業縮小または再構築を検討する、D評価では事業廃止または凍結の検討といった総合評価を行いまして、その結果を行政運営の改善につなげることによりまして、市民満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう努めているところでございます。

続きまして、3つ目でございますが、個々の地方債のうち、交付税措置のある年次償還表はあるかについてお答えをさせていただきます。

借入れを行いました地方債につきましては、全て年次償還表があるところでございます。このうち、交付税措置のある地方債につきましては、地方交付税法に定められておりまして、主に普通交付税の基準財政需要額に定められた割合により算定された額が財政措置をされております。

令和3年度の一般会計について申し上げますと、約16億3,000万円の元利償還金がございますが、このうち普通交付税の基準財政需要額として、財政措置をされた額は約13億3,000万円ほどとなっているところでございます。

例といたしましては、合併特例債の償還額でございますが、約5億円ございますが、このうち70%の約3億5,000万円、また辺地債ですと償還額約7,400万円ございますが、80%の約5,900万円といった具合に基準財政需要額として財政措置がされているところでございます。

次に、2項目めの人事評価の基準についてということで、1つ目の行政内のコンプライアンスの認識は徹底されていますかについてお答えをさせていただきます。

人事評価に関わるコンプライアンス、いわゆる法令遵守につきまして、人事評価に関する法令といたしましては、地方公務員法に規定がされておりまして、人事評価の根本基準といたしまして、職員の人事評価は公正に行うこと、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するもの、人事評価の実施といたしまして、任命権者は定期的に人事評価を行うことなどが定められているところでございます。

この法律に基づきまして、本市では本巢市職員人事評価実施規程を設けており、人事評価の対象となる職員の範囲や評価者となる者の役職のほか、評価の期間や実施などを規定しておりまして、その中には人事評価の結果の活用といたしまして、人事評価の結果を被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するもの、評価者は人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるとしているところでございます。

人事評価のコンプライアンスの徹底につきましては、毎年2回、人事評価を行う際に、職員に対しまして人事評価実施要領、運用の手引になりますが、そちらで制度の目的や評価の手続、評価者の心構えなどを周知しておりまして、その徹底を図っているところでございます。

また、人事評価を人材育成につなげるために、1年目の課長級職員に対しまして、人事評価の考え方や理解を深める研修を実施しておりまして、評価者に求められる人事評価能力、目標管理能力、面談能力を育成しております。そのほかにも人事評価制度研修といたしまして、新規に採用した職員や希望する職員に対しまして制度の概要などの説明会を開催するなど、人事評価制度への認識を深めているところでございます。

次に、2つ目の内部統制は具体的に何をしていますかについてでございますが、1つ目の質問の

答弁と重なりますが、市では本巢市職員人事評価実施規程と人事評価実施要領によりまして、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を公正に把握し、より高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことで組織全体の士気高揚を図っているところでございます。

具体的には、職員が設定をいたしました目標に対して業績を客観的に評価する業績評価を4月から9月、10月から3月までの年2回実施するとともに、職務遂行の過程で発揮された能力を客観的に評価する能力評価を年度末に1回実施して職員の公務能率の向上につなげているところでございます。

議員御質問のとおり、1999年に男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を実現するために、男女共同参画社会基本法が施行されたところでございます。これを受けまして、市では本巢市男女共同参画プランを策定いたしまして、現在は第3次プランによりまして、基本理念である男女が共に参画し、能力が発揮できるまちの実現を目指し取り組んでいるところでございます。

人事評価に関連しました施策といたしましては、市の女性職員の管理職などへの登用や市職員の適正な職員配置、業務分担の推進及び市職員における人材育成の推進を掲げております。これらの具体的な取組につきましては、人事評価の結果や職員の職務に対する自己申告書などから女性職員を管理職へ登用するとともに、中堅の女性職員を対象にさらなる活躍ができる力やリーダーとしての力を身につけるキャリアアップ研修を実施するなど、女性職員の意識の高揚にも努めているところでございます。また、職員の個性や未就学児がいる家庭などの状況に配慮しつつ職員配置を進めていることや、職員に行う研修は性別にとらわれることなく参加できる機会を設け、職員の人材育成に努めているところでございます。

最後になりますが、3つ目の女性の幹部登用率についてでございますが、令和3年4月1日時点で幹部でございます課長級以上の管理職職員となりますが、男性職員が33人に対しまして、女性職員は8人を登用しておりまして、率にしますと19.5%となっているところでございます。

なお、女性職員の管理職への登用につきましては、課長相当職の年代の女性職員数に影響を受けるということでございます。本市の場合ですと、全職員の50歳代の女性の割合は32.4%であり、40歳代の39.8%、30歳代の51.4%、20歳代の61.1%と比較しましても、年代が上がるにつれて減少していることから登用がなかなか進まない要因の一つというふうになっております。

女性の管理職を増やし、多様性のある組織をつくることは、女性の視点によるきめ細かな政策の実現や行政サービスの質の向上のため大変重要でございます。これまでも女性職員が活躍できるよう様々な研修の機会を提供するなど環境づくりに取り組んでまいりましたが、今後もキャリアアップ研修などの実施のほかにも、事業の中核部門へ女性職員を配置するなど女性が活躍できる職場状況を整えることで、男性と同様に仕事への意欲を高めることにつなげていき、活躍する女性職員を育ててまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒田芳弘君）

3項目めの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、都市計画道路長良糸貫線の概要及び施工ロードマップについてお答えさせていただきます。

都市計画道路長良糸貫線は、岐阜市若竹町から本巣市屋井に至る全長約12キロメートルの都市計画道路で、国道157号線とともに本巣市の骨格をなす岐阜・本巣地域の新たな東西方向の交通軸であり、現在整備が進められております。東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジへのアクセス道路としても機能する主要な幹線道路でございます。

昭和60年に都市計画決定され、国道157号線から東側は片側2車線の計4車線及び両側歩道で全幅25メートル、国道157号線から西側は片側1車線の計2車線及び両側歩道で全幅16メートルで計画されております。当市内の延長につきましては、約5キロメートルで、うち0.8キロメートルは整備済みで、残りの約4.2キロメートルが未整備区間となっております。このうち、岐阜市境から郡府までの約0.7キロメートルと西部連絡道路線から国道303号線までの約1.4キロメートルの計2.1キロメートルを本巣市が施工し、郡府から西部連絡道路線までの区間約2.1キロを岐阜県が施工するという施工区分となっております。

施工ロードマップでございますが、本巣市が施工する区間約2.1キロメートルにつきましては、用地買収もほぼ完了し、令和6年度の（仮称）糸貫インターチェンジの開通に間に合うよう令和6年度完成を目標に整備を進めております。岐阜市内の整備状況につきましては、岐阜市との行政界から板屋川の手前までの約450メートル区間を岐阜市が施工し、板屋川から東は板屋川の橋梁を含め、岐阜県が整備を行う取決めとなっております。

岐阜市の施工区間につきましては、今年度測量、道路詳細設計を実施し、来年度丈量測量を実施する予定であるとお聞きをしております。

また、県が施工する板屋川の橋梁やその東の岐阜市の西部縦貫道路の交差点までの区間についても、今年度、測量、道路詳細設計、橋梁予備設計、地質調査が実施され、来年度丈量測量等が実施される予定であるとお聞きをしております。

一方、当市内の県の施工区間につきましては、国道157号との交差点の前後では工事が一部完成し、またその東側においては、進捗の早い区間では来年度から用地買収を行う予定とのことでございます。

いずれにいたしましても、県が施工する区間につきましては、今年度多くの測量や設計が発注され、全線完成に向け着実に整備が進んでおります。当市にいたしましても、一日も早い完成を県に要望しながら、今後も県と協力し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、都市計画道路長良糸貫線のライフサイクルコストについてお答えをさせていただきます。

道路の資産管理において、限られた予算的制約の中で最少のコストで最大の効果を上げるための道路施設のライフサイクルコストの最小化については、長良糸貫線に限らず、当市の市道管理にお

きましても大変重要な課題でございます。

長良糸貫線などの道路につきましては、整備後の一番大きな維持費用として舗装の打ち換え工事がございます。したがって、この舗装の打ち換え費用を最小にすることが道路のライフサイクルコストを最小にすることにつながってまいります。長良糸貫線の設計におきましても、最も経済的なアスファルト舗装の採用、道路照明にはLED照明の採用、信号機には道路照明との統合柱を採用するなど、ライフサイクルコストが最小となるよう配慮した設計として整備を進めております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

1番目の項目の事業別財務諸表についてが答えていないものですから、事業別財務諸表はあるの
かないのか、また今後つくる予定があるのか等、再度質問します。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（洞口博行君）

事業別の財務諸表と言われるものが何かよく分からない部分もありますが、事業別財務諸表として
つくっているものはない状況でございます。

これからそういうものをつくるということで国または県のほうから指示があれば、それに基づい
て作成をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○3番（飯尾龍也君）

以上で質問を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、4番 片岡孝一君の発言を許します。

○4番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って議席番号4番 片岡孝一より一
問一答形式で一般質問をさせていただきます。

コロナで大変なときでありますので、このときに必要だと思われる一般質問をできるだけ時間短
縮して、大きく分けて2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問をさせていただきますが、幼稚園、小学校、中学校における新型コロナウイルス感
染症対策について、文部科学省の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針でもお聞きされ
ていますが、学校においては地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら可能な限り学校行
事や部活動も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。
幼児、生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減させながら、教育活動を行うようにするた

めに、今回御質問させていただきます。

1項目め、本巣市内の幼稚園、小学校、中学校における新型コロナウイルスの感染者が増え、学級閉鎖の数が増えていますが、現在の感染状況は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

幼稚園、小・中学校における新型コロナウイルスの感染状況についてお答えします。

岐阜県の新型コロナウイルス感染者数は累計5万人を超えており、特にオミクロン株は子どもへの感染率が高いことから、幼稚園、小・中学校での感染者が急増しています。県内の1月、2月の小・中学生の感染者も4,000人を超える非常事態となっています。

本市におきましては、1月中旬に家庭内感染からの園児、児童・生徒の陽性者が出始め、1月から昨日3月8日までの園、学校での感染者数は105人となりました。うち、幼稚園は39人、小学校42人、中学校24人となっています。教育委員会では、陽性の報告を受け、曝露日、これはウイルスと接触した日ですが、曝露日や子どもたちの接触の状況等を把握、分析し、学級閉鎖の必要性をそれぞれに判断しており、感染拡大の恐れがあった36学級を閉鎖してまいりました。内訳は、幼稚園12学級、小学校18学級、中学校6学級で、根尾幼稚園、根尾小学校は1回ずつ休園、休校措置を取りました。

現在、他市町では数多くの園、学校でクラスターが発生しておりますが、本巣市内においては一件も集団感染がないことから、学級閉鎖等の措置や園、学校の迅速かつ正確な状況把握、一つ一つの状況に応じた対応などが功を奏していると捉えています。今後も子どもたちの感染状況を的確に把握、判断し、油断することなく対応してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

2項目め、感染者数が増えており、朝早くから夜遅くまで陽性者の連絡が入り、一人一人の状況に応じて対応されているとお聞きしておりますが、どのように連携して、感染が広がらないように現在どのような対応がされておられますでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

現在のコロナ対応についてお答えします。

依然として新規陽性者が後を絶たない状況の中、感染防止対策で最も重要なことは、ウイルスを園、学校に持ち込まないということです。各園、学校では毎朝の体温や体調の確認を各家庭に依頼し、体調不良児や家族に陽性者及びその可能性がある場合などには登園、登校を控えることを最優先にお願いしております。

さらに、園児、児童・生徒を迎える玄関で健康チェックカードの点検や検温、手指消毒などを継続して行い、園、学校の開始直前での水際対策も徹底しております。園児、児童・生徒に陽性者が出た場合は、その子が陽性もしくは体調不良となった日の2日前までにほかの子と接触があったかなどを分析し、学級閉鎖措置が必要かを判断しております。閉鎖期間は、ウイルスに触れた日から7日までに95%が発症するという理化学的な根拠と、文部科学省の通知を基に、陽性者の最終登校日から数えて7日目までを基準としています。

家族が陽性となるなど感染の可能性のある園児、児童・生徒については、毎朝6時をめどに園長、校長が体調の変化や検査結果等を家庭から把握して教育委員会に報告し、その一人一人の状況により通常どおりの登園、登校か学級閉鎖かを協議、判断して1日をスタートさせています。

1月から昨日まで市内の園、学校では105人の子どもたちが陽性となっておりますが、その都度、暴露日、体調ほかの子どもたちとの接触状況等を分析し、105通りの対応を行ってまいりました。感染拡大防止を最優先にしつつ、感染の可能性が低い場合は学級閉鎖を避け、子どもたちの学びの保障も行っています。感染拡大防止には、迅速、そして正確な状況把握と理化学的な分析が重要ですので、特に家庭内で感染者が発生した園児や児童・生徒には24時間体制で体調変化や検査結果を把握するよう努めています。

さらに、学級閉鎖となった場合は、すぐに当該学級の保護者及び全園、学校の保護者にその状況を正確に伝え、協力の依頼をするとともに、学習保障のためのオンライン授業の準備を進め、学校と家庭と結んだ学習を実施しております。また、園や学校行事等も感染防止対策を徹底するとともに、卒業式や修了式、離任式など必要なもののみを開催するようにしています。新型コロナウイルスに対しましては、園、学校、家庭の状況により様々であり、膨大な数ではあるものの、一つ一つ丁寧な判断、対応を行い、園、学校、家庭、教育委員会が一丸となって子どもたちの命を守り抜いていくことが大切です。

なお、今後は3月7日から県の学級閉鎖等の対応も見直され、校内のほかの感染事例や濃厚接触者の状況を踏まえて柔軟に対応することとなったことを受け、複数の感染の判明や学級内の子どもの風邪等の症状の有無などを踏まえて学級閉鎖措置等感染防止対策を講じてまいります。コロナ感染が一日も早く終息することを願いながら、子どもの命最優先に引き続き気を引き締めて対応を継続してまいります。

[4番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

本当にありがとうございます。

24時間本当に子どもたちのために対応してくださっている、本当に申し訳ないと思いながら、ありがとうという一言で本当に申し訳ないですけども、今後もよろしくお願いします。

3つ目、本巢市として今後の対策は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市としての今後の対応についてお答えします。

現在、園、学校で子どもや教職員の陽性が判明した場合の状況把握と学級閉鎖等の対応の方針の決定に当たっては、教育長、事務局長、学校教育課長、幼児教育課長、社会教育課長、そして新たに本年度採用した養護教諭OBの保健衛生指導員から成る教育委員会対策本部にて、その都度行っております。必要に応じて保健所と関係機関とも連携して対応している状況です。

本市において、本年度4月から園児、児童・生徒、教職員の陽性者、さらにはその家族の陽性者及び感染の疑いがある状況となった合計人数は1,100人に上り、その全てが市内全園、全学校から教育委員会に報告され、それぞれの対応や指導を行ってまいりました。

この膨大な数の事案に対しましては、コロナ対応を中心に子どもや教職員の命と健康を守るために教育センター内に配置した養護教諭OBの指導員がフル回転して対応しております。指導員はその全てを集約し、市教育委員会内で共有するとともに、県教育委員会にも報告する役割も果たしております。さらに、指導員は専門性を発揮し、感染対策の計画や実施、保健所による集団PCR検査の補助等も行い、本市の健康教育の充実に大きく寄与しております。

しかしながら、コロナ対応の逼迫さは尋常ではなく、さらにはコロナ対応にとどまらずほかの病気などの対応、通学路の痛ましい事故、学校内での事故や殺傷事件の発生、不審者の対策、様々な災害対策など子どもの命を脅かす事件や事案が数え切れず、命の教育、命を守り抜く教育の充実と、さらにはその体制の強化が最重要となってまいります。

それを受け、来年度以降、教育委員会がその役割をしっかりと果たせるよう命最優先、命輝く教育をいま一度教育委員会の根幹に据えて、学校教育課に新しい係、健康安全係を設置していきます。新たなこの係では、膨大となっているコロナをはじめとする様々な感染症対策に加え、通学路の安全対策、ジュニア防災リーダー養成などの防災教育、学校における保健安全指導、アレルギーや食中毒対応を含む食育など、子どもの命と健康に関わる業務を包括的に捉え、より組織的、機能的に行ってまいります。

体制整備に当たっては、健康安全係長に新たな指導主事を充て、係員に校長OBや養護教諭OBなどを配置し、学校給食アドバイザーなども兼務でチームに加わり、健康安全の強固な体制整備を行います。さらに、来年度はその健康安全係が新規事業として企画する市内全教職員を対象とした命の研修会を年間2回開催してまいります。1回目は、感染症対策の第一人者である愛知医科大学

の三嶋廣繁教授によるコロナ禍で子どもの命を守り切るための園、学校の在り方についての研修会、2回目は宮城県気仙沼市在住で、前南三陸町立志津川中学校長であった菅原貞芳氏によります東日本大震災の教訓を生かした子どもの命を守り抜く学校防災の在り方についての研修会を実施してまいります。さらに、感染症のエキスパートである三嶋教授をはじめそれぞれの分野の専門家による市の相談体制についても強化をしていきたいと考えております。

本巢市の子どもたちが健康、安全で命を輝かせ、未来をたくましく生き抜く力を身につけていけるよう新たな体制整備と命の教育の推進を中核により一層尽力してまいります。

[4番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

本当にありがとうございます。

学校関係者の方々は、感染予防対策のために本当に朝から夜中まで子どもたちのことを最優先に考えてくださり、そして今回のコロナの件をプラス的に捉えて、どんな災害でも対応できるような組織づくりを頑張ってくださっているなということを思い、本当に感謝しております。ありがとうございます。今後も基本的な予防対策として3密、密閉・密集・密接を防ぐ、またマスクの適切な活用、小まめな換気、手洗いの指導等をよろしく願いいたします。

2. 幼児、生徒等学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である幼児、生徒等が差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などの対象にならないように、今後も十分な配慮、注意をお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症に関わる予防接種の件で、幼児、児童・生徒に対する実施について、ワクチンの接種を受ける、また受けないことによって差別やいじめなどが起こることのないよう、相談窓口を設けたりしながら、今後も子どもたちの目線で対応をよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問をさせていただきますが、少子化対策について。

本巢市の人口は2012年12月末現在で3万5,857人、1万1,958世帯でしたか、人口減少が始まり、今年2月末現在、人口3万3,263人、1万2,652世帯となり、10年間で核家族化して694世帯増えましたが、人口では2,594人減少しております。

内閣府では、少子化社会対策大綱に基づき、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現を目指して、会議・検討会等を通じ、幅広い視点から検討を重ねながら、あらゆる施策を推進してこられ、来年、令和5年からこども家庭庁が創設され、子どもの視点、子育て当事者の視点に立って対応されるようになります。

1項目め、本巢市では少子化対策をどのようにされていますか。成果はどうか。今後の対応は、御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、本市の少子化対策につきましてお答えさせていただきます。

令和2年5月に閣議決定されました少子化社会対策大綱では、少子化の主な要因としまして未婚化、晩婚化、配偶者の出生率の低下を上げており、少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼすとされ、基本目標を令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により希望する時期に結婚ができ、かつ希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくるとされております。

令和3年度におけます国の主な取組の柱といたしまして、結婚支援、妊娠、出産への支援、仕事、子育ての両立支援、地域社会における子育て支援、経済的支援の5つの項目を掲げており、本市としましても令和2年3月に、当時子ども大切課におきまして、第2期本巣市子ども・子育て支援計画を策定し、国の施策に同調した取組を展開しているところでございます。

主な本市の事業の取組といたしまして、1点目の結婚支援では、今年度より婚活サポート事業としまして県が設置する岐阜県結婚支援事業、ぎふマリッジサポートセンターにおきまして、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークに参画し、県内広域でのお見合いの場を提供するとともに、個別のお見合いをサポートしております。また、結婚新生活支援事業といたしまして、経済的理由により結婚に踏み出せない人に対し、結婚に伴う新生活に係る住居費や引っ越し費用などに対して30万円を上限として支給しております。

2点目の妊娠、出産への支援では、不妊治療への支援策といたしまして、人工授精を受けている人の経済的負担の軽減を図るため、5万円を上限年額として2年間を助成する一般不妊治療費助成事業を実施しております。また、体外受精や顕微鏡授精、男性不妊治療などを受けている人には20万円を上限年額として最長5年間を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しております。加えまして、市内の各保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を進めているところでございます。

3点目の仕事と子育ての両立では、保護者の就労等の状況によりまして延長保育事業、預かり保育事業、保護者の勤務の都合等による広域保育事業などを実施しており、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう柔軟な保育サービスを提供しております。また、市内事業所において結婚や子育てがしやすい職場環境を整えている企業、事業所を結婚・子育てアドバンス企業と認定し、その取組を広く紹介することにより、結婚や子育てがしやすいまちづくりを進めております。

4点目の地域社会における子育て支援では、小学6年生までの児童を預かる留守家庭教室事業、地域の子育て家庭に対する育児支援と、地域の子育てサークルなど育成・支援、育児不安などの相談指導を行う地域子育て支援拠点事業を実施しております。また、子育て支援サイト「もといくネット」を開設し、地域で子どもを育てる力の向上を図っております。

最後に、5点目の経済的支援でございますが、出産祝い金事業としまして、第3子出産時に10万

円の、本年度でございますが、もとまる商品券、第4子以降の出産時には20万円、うち10万円はもとまる商品券を今年度は支給しております。また、経済的に困窮となる小・中学生の世帯に対し、学用品や給食費の一部などを支給する要保護・準用保護児童生徒援助事業、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するための学校給食費に要する経費を補助する小・中学校の給食費助成事業を実施しております。

少子化対策への取組は、本市の各部局がそれぞれの年代の方や課題に対し、丁寧に対応しているところでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、全国的な流れと同様に本市におきましても婚姻件数、妊娠届件数に減少傾向が見られることから、コロナ禍が結婚、子育て世代に与える影響を注視しつつ、各部局が連携を図りながら市民の不安に寄り添い、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備にオール本巢として取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

私自身も4人の子どもがいて、本巢市で3人目が生まれたときに10万円いただいたことが、お金のために子どもができたんじゃないんですけど、本当にありがたいなというか、本巢市は当初ほかの市ではやっていなくて早かったと思うんですね。岐阜市の人なんかもびっくりして、本巢市お金が出るのと本当にびっくりしておられましたけれども、そういった対応を最前線に立って頑張ってくださいていることを本当に心から感謝申し上げます。

いろいろ調べた結果、福島県の東白川郡矢祭町のように第1子誕生祝い金が10万円、第2子10万円、第3子50万円、第4子100万円、第5子150万円支給や健全育成奨励金などをいただけるところがあります。お金が問題ではないんですけど、家族が増えることをきっかけに妊娠のタイミングで引っ越しを考える人が多いということをお聞きします。そのために、妊婦さんの手助けをしてくれる、妊婦さんに優しいまちを目指して、少子化対策を考えながら家事・育児のヘルパーや出産時の一時金や助成金等をぜひ未来の本巢市のために妊婦さんに優しいまちを目指して今後御検討くださればありがたいと思います。

2つ目、住みよさランキングでは、平成21年に本巢市が1位に選ばれたことがありますが、近年住みよいまちづくりのための検討、PRはどのようにされておられますか。成果はどうか。今後の対応は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

住みよさランキングにつきましては、東洋経済新報社が1993年から毎年公表している全国の市と特別区を対象とした都市力をランキングしたもので、住みよさを表すための算出資料といたしまして、安心度、利便度、快適度、富裕度の4つの視点から20項目の指標を用いて算出し、順位づけがされているところでございます。

議員御質問のとおり、過去には平成21年のランキングで本市は14項目による総合評価において全国1位という結果を得たこともあり、その後の平成29年までは4位から14位と県内では1位の総合評価でございましたが、平成30年からの算出指標の追加等による変更によりまして、その後は順位を下げしております。追加となりました指標4項目の令和3年の812市区中の順位についてでございますが、人口当たりの刑法犯の認知件数が789位、人口当たりの交通事故の件数が436位、また可住地面積当たり飲食料品の小売事業所数が751位、日照時間、それから積雪等の気候の評価が659位と低いことから、総合評価では205位ということになっております。

そうした中で、議員御質問の住みやすいまちづくりのための検討、PRについてでございますが、令和2年3月に策定をいたしました第2期本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、日本一住みよいまち・元気なまちを目指して、5つの基本目標に基づき市の魅力を発信するとともに、日本一住みよいまちの実現に向けて各種事業に取り組んでいるところでございます。

各基本目標に基づいた取組といたしまして、1つ目の安定した雇用の創出におきましては、企業誘致を推進し、雇用機会を確保することで地域の活性化を図っております。2つ目の関係人口と移住・定住者の創出におきましては、移住・定住施策による新しい人の流れを創出することで定住人口の増加を図っております。3つ目の子育て世代に対する支援におきましては、子どもを産み育てる環境を地域全体でつくり上げていく意識づくりを促進することで、将来の市を担う子どもとその親が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでおります。4つ目の暮らしの安全・安心の確保におきましては、災害等に強いまちづくりを推進することで、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでおります。5つ目の魅力あるふるさとづくりにおきましては、市の魅力を発信し、ブランド力を強化することで市に対する市民の誇りと愛着度の醸成に取り組んでいるところでございます。

次に、PRでございますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で従前行っておりましたもとまるを活用した魅力発信事業や、地域の現状を把握して分析した「本巢学」の冊子を市内の高校等に配付し、出前講座等に活用することで市の自然や文化、産業への理解を深めるとともに、郷土愛を育むことを目的とした対面による活動が制限をされているところではございますが、この感染症が終息した後は、これまでどおり市の魅力を各方面に対して発信をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

子どもたちが本巢市は本当にいいところだということを理解してくださるとありがたいなと、本当に定住が進むんじゃないかなということを感じるんですけども、3項目め、移住・定住の促進が必要であると考えますが、どのような取組が行われていますか。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

我が国の人口につきましては、平成20年をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によりますと、総人口は平成27年の約1億2,709万人から50年後の令和47年には8,808万人と3,901万人の減少で、減少率については30.7%というふうに推計をしているところでございます。

本市におきましても、令和2年3月に改定をいたしました本巢市人口ビジョンで、平成27年の3万3,995人から30年後の令和27年には2万7,047人と6,948人の減少で、減少率20.4%と推計をしております。大幅な人口減少は避けられないところでございます。

人口減少は、労働力の減少による産業、雇用への影響や地域の担い手不足によるコミュニティーの共助機能の低下、税収等歳入が減少する一方で、社会保障関係経費の増加に伴います市財政の硬直化等、様々な面での影響が懸念され、地域社会のあらゆる基盤の維持が困難になることが予想されることから、本市といたしましても一人でも多くの人口の確保が重要であると考えております。

議員御質問の本市の移住・定住の取組でございますが、住宅取得に対する助成事業といたしまして、市内に居住するために住宅を取得した方に対し、もと暮らし応援補助金を交付し、市内の転入及び定住を促進しております。

また、市の空き家バンク制度によりまして、登録物件の賃貸または売買の仲介を行いまして、市内の空き家の有効活用を図るとともに、賃貸または売買が成約した空き家バンク登録物件の改修に要する経費や家財道具等の処分に要する経費につきましても助成を行っております。

次に、こうした移住・定住を促進するためのPR事業といたしまして、西美濃地域の3市9町で進めます広域連携事業でございます西美濃地域定住促進PR事業におきまして、東京や名古屋で開催されますふるさと回帰フェア等のイベントに出展いたしまして、市の魅力を積極的にPRしているところでございます。

さらに、移住を検討している方に対しましては、実際に本市を訪れていただいた上で、本市のよさを知っていただき、移住につながるよう、地方創生事業として整備をいたしました2つの拠点、根尾地域のシェアオフィスGIDSと、お試し居住のできる外山地域のゲストハウスcouchを活用いたしまして、移住者の増加につなげる取組を行っているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

厚生労働省の人口動態統計の概況を見てもらうと分かりますけれども、2020年、52万5,507件の婚姻があるわけであり、結婚があるわけであり、そのときに2020年、19万3,253件の離婚があるんですね。つまり、ぱっと見ていただくと本当に20年間を見ても、大体3人に対して1人、3分の1ぐらいが離婚している結果なんですね。離婚の数が本当に多い中で、子どもたちがどうやって生活していけるんだろうか。本当に私自身も悩むわけであり、3分の1といっても、結婚してすぐ離婚するんじゃなくて、10年後、20年後、30年後に離婚する人数でありますから、全体から見て3分の1ぐらい離婚している結果であるわけであり、ある統計資料によりますと、本巢市の年間婚姻件数が99件、815市区中667位、平均よりも結婚の件数が少ない状態であります。また、離婚件数が34件、815市区中82位です。平均よりもすごく高い離婚率なんですね。もちろん先ほども言いましたけれども、結婚される年数と離婚される年数の違いはありますが、本巢市も3件結婚したら1件離婚されているのが現実です。今後も本巢市の少子化対策のために、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現のためによりしくお願いいたします。

昨年10月に議員になって、今回2回目の質問で緊張して申し訳ありませんでしたが、コロナで大変なときであります、これからも市民の安全・安心のために、子どもたちの未来のために、今後よりしくお願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分としたいと思います。

午前10時23分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続いて、11番 鏑本規之君の発言を許します。

○11番（鏑本規之君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は3月議会ということで、この議会を最後に退職される部長さんが3名お見えであります。本当に長い間御苦労さまでありました。

水道部長におかれましては、委員会でいろんなことがありましたけれども、予算の厳しい中、本当に市民に対するサービスが怠らないようにということで、つらい中で本当によく頑張ってくれたなあという思いをしております。市民に成り代わりまして、厚く御礼をする次第であります。議会

の中においては、部長さんに対して相当きついことも言いましたけれども、御容赦のほどよろしくお願いをいたします。また、企画部長にしても、総務部長さんにしても、よく頑張っていただけだなあという思いをしております。

今回、予算が200億を超えるという一般会計予算でありますけれども、その中で庁舎を造るという大きな予算も組まれています。けれども、市長さんはじめ議員各位の努力もあって、合併特例債がいまだに四十数億残っている。全国で見ても非常に珍しいと言われるぐらい合併特例債が残っています。その中において、市民サービスがどうかと言われると、私はよくやっているなあという思いをしております。

さきの一般質問の中で、片岡議員が子どもに対しての手当等々ということもありましたけれども、他市に劣らないサービスもしておられます。そういう中において、今回、私も一般質問をするわけでありすけれども、今回の一般質問、私の中においては、庁舎を造ることについては、当初から検討委員会というところに議員の代表として4名出席をしたわけでありすけれども、その中の1人として参加をさせていただきました。その会議の中、議員を含めて約15名の委員で構成され、学校の先生が委員長という形で議事進行が行われていきました。多くの意見が出され、そして協議を進めていったわけでありす。

本巢市の役場をどこに造るのかという大事な選定でありました。その前に、市長さんの依頼で大学の教授に御意見を伺うということで、大学の教授たち、知識人に意見を伺ったところ、今の都市公園、そこを中心とした半径1キロ以内に造ることがよかろうという御意見をいただき、そしてそれを基準とした委員会を形成したわけでありす。また、そういう中で私たちが参加をして、いろいろな意見の中で庁舎をどこに造るのかなあということを決めてきたわけでありす。

当然、場所だけではなく、これからの本巢市のシンボルとなる。また、基本計画に基づいた市長さんの思いを含めた、その中でどのぐらいの広さが必要なのか、庁舎の広さはどのぐらいなのか、駐車場等を含めた土地の広さはどのぐらいなのかということも、その会議の中で大体という形なんですけれども決められてきました。その中の内容については、世間の方たちに知れ渡っていません。なぜなら、場所を決める、そして土地の広さが決まると、利害関係が絡んでくる。また、庁舎の隣に学校ができるなら、この土地は値がよく売れるなあとか、何かつくといいなあというような形で利害関係が絡んできますので、議会の途中から利害関係が絡むことによりますので、庁舎の広さ、そして場所が確定するまでの間、この会議の内容については一切口外をしないようにということで、秘密会としたわけでありす。当然そのときに配られた資料等々も会議が済めば全部没収という形になっていました。当然責任のある中で私たちが真剣に考え、そして最終的には今のところに決まったわけでありす。

けれども、その過程において、いろいろな問題が出てきております。今の庁舎、決定したところが議会の中において、この議会ではなく、私たちの委員会の中において、聞かれたことが正しい情報があれば、少なくとも今庁舎を造られるというこの場所にはなっていなかったと断言ができるわけでありす。今の決められた約2万7,000平米のところよりも1枚北、100メートル北になってい

たはずであります。砂利採掘地のところは、間違っても候補地とはなっていないはずであります。

なぜなっていないかという、議員各位も承知をしておられると思いますけれども、今の都市公園を造るときにも、砂利の採掘地がないところ、また庁舎を造るところも砂利採掘地は極力省くようにということが市長さんの思いでもあり、議員の中の総意でもあったわけであります。ですので、砂利を掘ったところがここにありますよということが報告をされていれば、そのところは抜いたはずであります。そのことが、結果として後のこの本県議会の中において、予算等、また土地の広さ等々において、いろいろな問題を起こしてきたわけであります。

ようよう場所が正式に決まり、土地の広さもようよう決定をしましたので、秘密会という一つの枠が外れました。ですので、一般質問をするわけであります。

この私たちが参加をした庁舎整備検討委員会の中で、候補地となるところが絞られていく中において、砂利採掘地のことが問題になりました。最初に委員会で決めたことは、半径1キロ以内に北にするか南にするか、東にするか西にするかということを経済委員会の中で決め、そして北は省こうではないかと。それでは南のほうとしてどう考えるかということで、それじゃあ東はどうするか、西はどうするかということで会議をしてきたわけであります。

そして、今回決まった場所の道路の西側には砂利を掘ったところがありますよ。フェロシルトのところがありますよということは議会の中で出され、それでは西は駄目ですねと。そして303号線よりも南においては、西部連絡道よりも西のところはどうですかという意見が出た中において、古墳が出る可能性が多分にあるから、出ると期日までには間に合わない可能性があるというような御意見の中において、その候補地も消えていきました。

そうすると、最終的に残ったところは、今決められた303号線の北側であり、西部連絡道の東側である。もう片一方のほうは、西部連絡道、303号線よりも南で、そして西部連絡道よりも東ということになったわけであります。それで、会議の中において、広さは1万坪、3万3,000平米の広さが確保できるということになります。そうすると、場所が大体限られてきました。

そういう中で、煮詰めていく話の中で、砂利採掘について、片一方のことについてはありましたけれども、今決定をしたところについての砂利採掘をした土地があるということの説明は一切ありませんでした。そのことについて、どうしてその委員会の説明責任者である、その当時企画部長であった副市長さんがどうして説明をしなかったのか。その説明できなかった理由、もしくは説明しなかった理由をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

議員御質問の庁舎整備検討委員会につきましては、4名の議員、それと各地域の自治会長や学識

経験者、その他関係団体から御推薦をいただきました15名の委員によって構成され、平成30年11月2日に第1回目の会議において、市長から市庁舎の整備方針に関する検討の依頼をさせていただいて以降、平成31年2月15日に開催されました委員会まで、計4回の会議におきまして、庁舎の統合方法や候補地、時期について御検討をいただき、平成31年3月14日付で市長に庁舎の整備方針につきまして御報告をいただきました。

候補地の検討におきましては、さきに開催されました庁舎統合検討有識者会議、先ほど議員からもお話ししましたように、4名の方で構成する有識者会議がございますが、その有識者会議から報告のありました東海環状自動車道の（仮称）本巣パーキングエリアの周辺といった候補地案を参考意見といたしまして、この庁舎整備検討委員会で改めて慎重なる御審議をいただいた結果、パーキングエリアの南側で西部連絡道路の周辺が最もふさわしい候補地であり、さらに西部連絡道路を軸にして、東西方向の道路整備を含む周辺基盤整備がしやすい場所が適地であると報告をいただいたところでございます。

こうした候補地の検討段階における議論の際に、候補地の一部地域の砂利採取に関する説明につきましては、その委員会におきましてワークショップ形式で行いました意見交換の中で、委員からの意見に基づき、候補地の一部において砂利採取後の埋め戻し材に問題が発生し、撤去工事を行った事案について、委員との確認はいたしましたが、具体的な場所等について各委員への説明は行っておりません。

また、候補地の選定において委員からの依頼に基づき、先ほどお話のありましたように、埋蔵文化財包蔵地に関する資料を御提示したり、防災面における検討を行うために、洪水ハザードマップや液状化危険度マップ等について資料提示をいたしたことはございますが、砂利採取による問題の発生等に関する資料提供の依頼は特にございませんでしたので、資料提示や説明は行っておりません。

いずれにいたしましても、財政面や防災面、拡張性など、総合的な見地による委員各位の慎重なる御審議をいただいた上で、庁舎の整備方針として、庁舎の適地について、エリアとして御報告をいただいたところでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今の説明によりますと、フェロシルトのところについて、資料提供等々と説明は行っていませんということですが、委員会の中でそのことが語られて、そして結果として砂利採掘地は買わないということで排除されたことには間違いがないわけであります。具体的な場所について等々ということがありますが、これは私に言わせれば虚偽の答弁であります。

もう一つ大きな虚偽、今の答弁の中に、分かりやすい言葉で言うならうそが言われております。なぜなら、この委員会において、私が当初言ったように、砂利採掘地は極力避けるということで議

論が進んでいるわけであります。当然、最終的な候補地になってきたときに、そこに砂利採掘の地はあるのかないのかということは、委員会の中で委員はじめ、また議員からも何度も質問をされているわけであります。その都度、ありませんという回答でありました。今の答弁の中においても、そういう依頼がなかったから出さなかったという答弁は、私が何遍も聞いております。また、参加した議員の代表として来ている4名の議員の中でも何度も聞いております。どうして今、虚偽の答弁をされるのか。また、なぜ砂利採掘地のところを委員会の中で言わなかったのか。そして、決定した後には企画から総務に替わった段階において、どうしてそこに砂利採掘地があるということを議会に報告させたのか。改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

今、質問者より虚偽の答弁という発言がありました。これについては、私、ほかの議員については委員会の中での話でありますので、承知はしておらんわけでございますが、その辺、答弁者のほうは答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

砂利採取の件についてでございますけれども、私どもの当時の認識をお答えさせていただきたいと思っております。

この砂利採取につきましては、砂利採取法に基づき、事業者の登録や砂利採取計画の認可については県が行っており、法律に基づいて行われる行為でございます。また、砂利採取の埋め戻しにつきましては、土壌の汚染や災害発生の事前防止を目的とした県の条例に基づいて埋め戻しが行われており、法律や県条例に基づいて行われた砂利採取地であれば、そのことを否定するものではないことから、その当時、庁舎整備検討委員会におきましては、特に積極的な説明を要する事項とは認識をいたしておりませんでした。

また、先ほど御答弁の中で申しましたフェロシルトが使用された経緯につきましては、これも事業者によって撤去工事が行われ、地権者、地元自治会長等の立会いの下、農地への復旧工事が完了したと県知事からの報告もいただいておりますので、現在は適正な農地となった土地だということで、過去の事案でございまして、これについても積極的な説明はいたしておりません。

それと、その庁舎整備検討委員会におきましては、先ほども御答弁申しましたように、この場所に庁舎を建てるといったところまでの御報告はいただいております。確かに委員会の会議の中ではいろいろ御意見はいただいておりますのは確かでございます。しかしながら、最終的に御報告をいただいた内容もあくまでもエリア、範囲という形での御報告でございます。

それと、そういったことを踏まえまして、庁舎整備検討委員会の御報告を受けた後に、平成31年3月の議会定例会の折の全員協議会において庁舎整備検討委員会からの報告をさせていただきました。その折に、今後の対応について御報告をさせていただいたわけでございますけれども、今後は地権者のどこにどういう庁舎を建てるか、これによって位置を選定する中で、地権者の御意向や、また土地の履歴、こういったところで先ほど来お話があるような、県も含めましてこういった土地

の履歴、どういった土地なのか、また取得価格等を総合的に判断して、その報告のあったエリアの中で選定を進めていくということで御報告をさせていただいており、詳細な場所については、この庁舎整備検討委員会終了後の市の報告に基づいて庁舎整備検討委員会との調整によって選定をされたものであるというふうに理解をいたしております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

少しむかっとしております。

時間が限られておりますので、議長においては、この件については少し時間を猶予していただきたい。なぜなら、今の答弁、真っ向から私が否定をしていきます。そのときの説明員は、5名おりました。副市長を含め5名であります。その5名の中の3名は、今この場におられます。部長としてこの場に座っておられます。また、参加していた議員、上谷議員は今日欠席ですけれども、河村議員も参加をしておりました。今から、私の中の記憶でおしゃべりするしかありません、資料は全部撤収でしたから。もし私が言うことに対し、間違いがあったら、そのときの説明員、部長さんは堂々と発言をしてください。

まず1点目、庁舎検討特別委員会で最終的な土地の云々は決定をされていない。提言については、そんな提言は一切していない。これは正しいんです。なぜ提言をオブラートに包んだ提言にしたかという、秘密会だからなんです。提言書は、あくまでも提言であり、公開義務があります。聞かれば答えなければいけない。そうなれば、秘密会としてのていが保たれない。だから、委員長の報告は2度、3度手直しをして市長さんに提言という形を取りました。

けれども、決定された場所は、坪数から番地から、番地というよりも一つの畑が何坪あって、どれだけということはちゃんと出された資料に書かれていました。その土地以外の坪数については、一切記載がされていなかった。そして、最後には委員会の中で採決まで採りました。そして、その採決の中においては、一部委員から、利害関係に絡みますので、採決には参加をしませんといって退席をしております。場所がきちんと確定をされ、坪数で約1万坪ちょい超える面積でありました。そのことの採決をされたということは、当委員会においては、この場所ですよということを決定したわけであります。それに対して、今の副市長の答弁は、私としては到底納得のできる答弁ではありません。

また、砂利採掘地が法律がどうのこうのという、そういう観点でとやかく言っているわけじゃない。砂利採掘をしたところがどういう戻しをしておろうが、どんなことをしておろうが、そんなことはどうでもいい。どうでもいいという言い方はおかしいかもしれないけれども、砂利を採掘したところは買わないということが大前提で議論されてきたわけであります。それを法律がどうのこうのだからといって説明をしなかったということ自体が、私に言わせれば意図的に隠したというしか思えないのであります。

よって、改めて回答を求めます。

各部長さんにおいて、私の言ったことがもし間違いがあるなら、この場で議長に言ってください。お願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

副市長。

○副市長（大野一彦君）

先ほども御答弁をさせていただきましたが、委員会の中ではいろいろ御意見はございました。あくまでもこの委員会として、私どもの認識はエリアという形でその報告をいただいた。エリア、範囲ということで御報告いただいたということでございます。ですから、先ほど申しましたように、今後はそういったことを踏まえながら、市としてじゃあどこに、どの地番に、どういう庁舎を建てるかというのを今後検討してまいりますということで、議会の皆様方にも御報告をさせていただいたところでございます。

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員に申し上げますが、今、質問者と答弁者の話を聞いておりますと食い違っておりますわね。このまま続いても、時間が全然足りないと思いますので、この件につきましては一般質問以外の場所でやっていただいて、次の通告してある質問に移っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

今言った私の改めての答弁を求めたけれども、また私に言わせれば虚偽の答弁であります。そのことは聞かれている議員も判断できます。また、CCNetで見られる市民にもよく分かっただろうと思う。

また、今部長となっておる説明員の方においても、一言の反論もないということは、私の言ったことが正しいということでもありますので、この場でこれ以上追及しても、またうその上塗りということになりますので、次の質問に移らせていただきます。当然議長におかれましては、この件についての場所等々をまた設定していただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

同じように、庁舎をどこにするかという問題についての質問であります。

この庁舎をどこにするか、また広さをどれだけにするかということが、表向き、今の副市長の答弁だと決まっていますよという中において、庁舎のできる場所、そして約1万坪以上の測量がなされました。この新庁舎を造る場所については、特別なルールの中において、議会の3分の2以上の賛成がなければ庁舎を移すことができないという、極めて特殊な条例改正であります。それが議会に提出する1か月以上も前にこの庁舎のできる場所、そこの土地の測量、また測量の面積もさきに私が言った3万3,000平米以上の測量がなされています。どうしてさきの答弁とつじつまが合

わない測量の入札を行ったのか。そのことについて行わなければいけなかった理由、そしてまた議会で決める前にそこが庁舎になるということが分かっていたのか。また、今決定した9,000坪、2万7,000平米の土地のところをなぜ3万3,000平米以上の測量を行ったのか。その経緯と理由についてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの御答弁の折にもお答えをさせていただきましたが、庁舎整備検討委員会からの報告を受けまして、議会の皆様方に御報告をさせていただき、その後、今度は市といたしまして、じゃあどこにどういう庁舎をどういう規模で、例えば何回建てというようなことの検討をする中で、位置の選定を行っていきますということを御報告させていただきました。

それ以降、議会の皆様方の特別委員会を御設置いただいて、この特別委員会に付託をされて御審議をいただくという形になりました。私どもとしては、その特別委員会にしっかりとお諮りをする中で、先ほど申しましたようなことを今後進めていきますということで進めていく中で、ただいま御質問をいただいた件に対してお答えをさせていただきます。

令和2年第3回の定例会におきまして、これは9月議会でございますけれども、本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議案として上程させていただいた際、この条例を御審議いただく前に測量業務を発注いたしましたことにつきましては、これ以前の庁舎整備検討特別委員会からの委員長報告でありますとか、また議会全員協議会での御説明などによりまして、私どもといたしましてはおおむね御理解をいただいたものとし、また6月の補正予算におきまして測量業務の予算をお認めいただいたこと、さらには事業認定における手続において図面等が必要となることなど、一定の手続を踏んだものとして進めたものであります。結果として私どもの一方的な判断によるものでありまして、大変配慮が足りなかったと反省するとともにおわびを申し上げるところでございます。

それともう一つ御質問のございました測量業務が実際の2万7,000平米を上回る面積で行われたのはなぜかということでございますが、この測量業務の範囲につきましては、開発行為を行う場合、その区域周辺の道路や水路の整備を行う必要がございますことから、それらの工事範囲における官民境界の画定など、幅広いエリアを測量業務の範囲として行ったものでございます。

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員に申し上げます。時間が迫っております。要点を簡略に質問してください。

[11番議員挙手]

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

時間がないからやめよというなら、今からでもすぐやめますわ、はっきり言いまして。これは本巢市にとって物すごく重要な問題であります。

さきに飯尾議員が職員に対する英語で言うと、コンプライアンスというのか。私は英語はよく分かりません。ルールのことについて質問をされています。そして、答弁の中においてルールは厳守するものであるというような答弁をしております。その中において、今の答弁の中に議員がおおむね承知したから、だから測量業務をしましたよと。おおむねというのはどういう意味なのか。おおむねで物事がなされるなら、議会は要らないわけであります。最終日に賛成、反対の討論をし、意見をし、そして採決をする必要もないわけであります。おおむね通るであろうから、はい執行しますと。それで済んでしまうなら、議会は要らないわけであります。それを行政のナンバーツーである副市長が、事もあろうにこの一般質問の中でおおむね御理解をいただいてやりましたとはどういうことなのか。入札においての施行において、おおむねの理解で入札が行われてよいのか。また、行われてよいルールになっているのか。入札のルールについてお尋ねをいたします。

議長、担当者がルールも知らんで、答えられんわけないだろう。

○副市長（大野一彦君）

一般的なことでいいんですか。

○11番（鰐本規之君）

ルールを教えてくださいというの。入札に関する問題について、おおむねで入札をしていいのか悪いのか。また、やってもいいというルールがあるのかないのかを聞いておる。

○議長（黒田芳弘君）

副市長。

○副市長（大野一彦君）

先ほど御答弁の中でおおむね御理解をいただいたものとしてということで御答弁を申し上げまして、その解釈の問題でございまして、そうしたことも含めて、私どもとしては一方的な判断の下に事を進めたということは、それ以降、事あるごとにおわびを申し上げておるということでございます。

それと、入札につきましては、当然のことながら私どもとしてはしっかりと執行ができる環境が整ったという判断をした上で行うものでございますので、そういう点はいささかもぶれない入札の方針であるというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鰐本議員。

○11番（鰐本規之君）

今の答弁、この次の仏生寺の工事等々の入札についても関連をしてきます。

入札は決定事項であります。議会の承認を得て、そして予算を組まれて、そして事業ができるということが議会で承認をされた後に、内容についても当然議会の承認を得た後に入札を行うという

のが私の中のルールだと思っているわけでありまして。私のルールが間違っておるなら否定してもらって結構なんです。

おおむねで入札を行ってはいは、何遍も言いますけれども、議会は要らないということになるわけでありまして。頭を下げればいいというもんじゃない。この問題も、はっきり言って庁舎をどの場所にするかということの議決を求める案件については、私はその当時議長でしたので、一日も早くその場所を設定したい。議会の中においても大体の意見調整、反対する人もいるだろうけれども、賛成する人もいるだろうという形で、議長として議事運営をきちんとするためにもということで、それぞれの議員の思いも聞き、そして最終日にその採決を行うのを議長の判断で議会2日目に採決を行ったわけでありまして。それもぎりぎりの採決であったはずであります。

そのぐらい重要な案件の中において、おおむねで測量を行ったとか、私は1か月と言っておるけれども、当然測量することにおいては、入札については測量のための委員会等々、会議を開いて、そして当事者の中で間違いがないということで入札が許可されたわけでありまして。これは副市長の独断でできたとは思っていませんけれども、最高責任者としてやっぱり責任があると思っております。

これが今後とも続くようであれば、私のところにこの情報を教えてくれた入札業者において、やはり本巢市の議会は何だということになってくる。信頼性を失うことになってきますので、今の答弁、とてもじゃないけれども納得するわけにはいきません。かといって、またこのことを何遍聞いても同じような結果になるかと思っておりますので、時間が過ぎておりますので、これに関連する入札に関しての責任というものに関連することでありまして、3回目の職員の不祥事というものについては、今の副市長の答弁を聞いておれば答えはおのずと分かってきますので、もうその部分ははしります。議長においては承知おきを願います、時間がありませんので。

次に、4番目となる仏生寺の、仏生寺じゃなかったかな。仏生寺だと思ったがな。そのこの用水路の改良工事ということになっているけれども、そのことについてお伺いをするわけでありまして。

当然工事をする事においては、議会から産業建設委員会において付託をされているわけでありまして。産業建設委員会の私もメンバーであります。中において、どういう工事をするのか等々については、委員として責任のある判断をして、そして建設部長からの提案に対して、これなら本巢市のためになるであろうと、市民の安心・安全、また地域の人たちからの訴えである大雨が降ったときのオーバーフロー等々に対しての解消もできるであろうと。また、学童に対しては歩道を設けることによって安心が保たれるなあということで、非常にいい工事であるということで賛同をし、そして委員会の中で予算について何ら異議がないということで審議をしてもらって、賛成多数という形で予算を認められたわけでありまして。当然、その予算を認められた工事については入札にかけなければいけない。この工事は、5年計画で、総合的には約3億5,000万円を要する大規模な工事であります。

産建に付託される案件には、小さな工事から大きな工事まであります。小さな工事はCランクと言われる業者に、また大きな工事はAランクと言われる業者に振り分けをするという。真ん中の工

事においてはBランクというふうに、それぞれに振り分けをして入札を行うということがなされてきていました。

そういう中において、今回の工事は3億5,000万という工事であり、当初予算の中においては7,700万という工事が見込まれるということで、本巢市の中においては大きな工事であります。当然、業者はAランクであります。このAランクに定めることも副市長が最高責任者である入札を担当するところで決めているわけであります。

そして、入札が行われ、けれども結果としてその工事が今に至ってもくわ入れができない。原因は何かなということで、この問題点についてくわ入れもできないよということを見せてくれた建設業者にいろいろと聞いた。私たちも責任を持ってこの工事についてよしとした以上、改めて調べてみました。けれども、当初の計画では、地域の一部の市民から反対の声が上がりますよと。そして工事ができなくなりますよということは、地域の住民であり副市長である大野氏においては当然聞こえてきていただろうと察するわけであります。にもかかわらず、なぜ副市長の立場で止めることなく入札を行ったのか。また、その後で内容について議会の同意もないまま変更したのか。

私の聞くところによりますと、この水路を埋めて、そしてこの水路の上に横断歩道を造るとというのが当初計画だったはずなんです。けれども、3月の補正予算の中の説明だと、それができなくなったということでもあります。どういうふうでこんなことになったのか。また、どうして入札を行ったのか。おおむね通るであろうという思いで入札を行ったのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

この工事につきましては、近年の局地的な集中豪雨等による溢水対策といたしまして、地元からの要望によりまして令和2年度に計画し、今年度から工事着手した排水路改良工事でございます。工事内容は、先ほども御紹介がありましたように、現況道路下に水路を埋設するためボックスカルバートを設置し、現在の排水路は埋め戻し、歩行者等の通行スペースを確保するよう道路側溝を設置する計画でございました。その後、地元自治会での承諾を得たものとして、今年度に入り、農地等での水の利用がない非取水期に工事を施工するため、建設課において9月17日に工事施工伺が起案され、入札、契約担当である総務課を経由し、市長まで決裁を受けまして、発注手続を行ったところでございます。

工事業務の発注における施工伺の起案につきましては、発注後の円滑な進捗を図るため、発注後に調整が必要となる部分を除き、各種調査や関係機関等との協議など、これらを済ませた上で進めるものでございます。本件につきましても、他の案件と同様に地元調整も含めまして協議等が調ったものとして、10月4日に開催いたしました、私が委員長を務める建設工事等請負業者選考委員会におきまして業者選考を行い、その後、施工伺に基づき工事内容を考慮した約5か月間の工事期間

を設定し、契約担当課におきまして入札の執行を行ったところでございます。

その後、11月8日に工事請負契約を締結し、12月12日に工事に関する地元説明会を行っております。市といたしましては、これまでの経過から、水路沿線の住民をはじめ地域の皆様の御理解もあり、御協力いただけるものと考えておりましたが、この説明会の中におきまして、一部の沿線地権者より既設排水路を取り壊し道路を拡幅することに対する反対の御意見が出まして、このような状況になりましたことは、市といたしまして事前に工事内容等の説明が十分足りていなかった部分があったのだろうというふうに考えております。

また、これによりまして自治会内で御協議をいただき、既設水路をそのまま残し、現道内にボックスカルバートを埋設することで了解いただいたものでございまして、その結果、非取水期内での工事の完了が見込めなくなり、繰越しの手続を行う必要が生じたものでございます。

したがって、入札を行い、契約に至ったことの手続におきましては問題ないと考えておりますが、結果として事業に遅れが生じたことに対しましては申し訳なく思っております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

簡潔に願います。

○11番（鰐本規之君）

また今の答弁の中で、市としましては事前に工事内容等を十分な説明が足りなかった部分があったということなんですね。

地域の工事をする場合においては、決定をする前にこういう工事をしますよということで、まず住民の同意を得るわけでありまして。そして、住民の意見を聞きながら、産業建設のほうでいろいろと市民の声を聞きながら、どこにそれじゃあ家庭用の排水を流すところが要るのかとか、ここに橋をつけてくれとか、そういう要望やなんかを聞いて、そして最終的に住民の意見を入れた設計がなされるわけでありまして。そして、そのことを議会に提示をして、そして議会も承知をしておるわけでありましてけれども、今の答弁の中においては、市としまして事前に工事内容等の十分な説明が足りなかった部分があったのではないかと考えておりますということは、担当した職員が本来やらなければいけないことをやらなかったという答弁に思えてならないわけでありまして。

けれども、さきの議会の繰越し案件の中において、どうしてこういうことになったのかと問いをしたところ、担当職員からは、地域に対しての説明はきちんとしたよと。御理解をいただいたから提出したんだと。けれども、入札をした結果、住民説明会を改めてしたときにこういう反対の意見が出たと。これは誰が悪いんですかということ聞いたところ、それは地域に責任があるんじゃないんですかという答弁でありました。この答弁からしてみると、今の副市長さんの答弁においては、どういうふうに柔らかな言葉で言っても、産業建設委員会の怠慢であるというふうに聞こえるわけでありまして。

副市長さんは、この工事の現場の住人であります。市民の人たちがどういう思いでこの工事をお願いしたのか、この地域に対しての今の問題はどうかということは、当然市のナンバー2であり、

また職員として何年も勤めている。そして、生まれてからはずっとその地域に住んでいることを考えれば、当然分かったと思うわけでありますけれども、今の答弁について、いま一度お伺いをいたします。この工事の変更については、担当職員の怠慢であったのか否かお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

はい。

○14番（道下和茂君）

先ほどからルール云々という質問でございますが、この一般質問においても、会議のきまりでしっかりと時間が制約されております。そうしたことは、やはり議員であるならある程度守っていただかないと、今後の会議のきまりというものが何だということになるので、御配慮を願います。

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員に申し上げます。

時間がかかり過ぎております。この問題については、後日の産業建設委員会でやっていただけたらどうでしょうか。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

議場の中における判断は議長の判断であります。

また、会議のきまりどうのこうのと言っておりますけれども、その中には、議長の判断により内容によって延長することは認められておるわけであります。

道下議員におかれましては、私の質問がこの議会にとって、あまり問題にならない案件だと考えておられるのか分かりませんが、私はこの案件については負託をされた一議員として、この問題はとことん追及しなければいけない問題だと思っております。

この工事は、皆さん承知のとおり、この排水溝というのか用水というのか、これが大雨のときにオーバーフローして水が地域に流れる。だから何とかしてくださいよといって地域の市会議員からも一般質問がなされ、そして市長さんの常平生言われる安心・安全、それを施行するためにはどうしたらいいかということで、産建部長はじめ関係各位が知恵を絞って、そして道路を広くするのではなく、この水路を埋めて、そして市民が安全に通れるようにという、災害をなくす、危険をなくす、そして子どもが安心して学校に通えるという、三方一両得の工事なんだ。だから、議会も認めなくてはなんだ。それがどういうわけか知りませんが、変更になった。変更になれば、今ある水路は用を足さなくなる。そして、道に7,700万円も使い、またこのときも予算の中で約1億2,000万計上されている。そういうお金が使われていく。

確かにオーバーフローはなくなるかもしれないけれども、同じような機能を持ったところがなぜ地域に2つも要るのかということの疑問が湧いてくる。また、子どもにとっては、水を流すことが

なければ、落ちれば即コンクリートに当たるでけがをする可能性がある。そういう工事をよしとしたことについて、どう見ても納得ができません。副市長の責任というものもあるし、また、くわ入れもできなく工事が発注されては、建設業の人にとっては非常に迷惑であると。今回、落札をした堀部工務店においては、1年間工事ができないわけであります。この損失分は、堀部工務店の内容は私はよく知りませんが、これがもし他の建設業界の人だったら、こんなことをされては私のところの事業計画が狂ってしまう。だから、こういうことは極力やめてほしいという訴えがあって、今回一般質問しておるわけであります。

道下議員ももとは建設業の社長をしていた人。こういう案件がどうだということについてはよく理解をしているはずでございますので、今回についてまた問いただしたところであっても、副市長はのりくりと責任転嫁をするだけであろうと思いますので、この件については、産業建設委員会に約1億2,000万円改めた予算が提示をされております。議会においては、繰越しについては何ら問題ないということかもしれませんが、繰越しについては賛成という形で通っております。工事が施工できるまでにはまだ5か月以上、10月までしかできませんので、まだ7か月近くあるのかな。5か月以上あるかと思えます。とことんこの問題について産業建設委員会で議論していきますので、議長におかれましてはよろしくお願いをいたします。

答弁したければしなさいや。

大体、工事の変更も議会の了解なしで何でやった。

○議長（黒田芳弘君）

これで鏝本議員の一般質問を終わりにします。

暫時休憩といたします。再開を1時ちょうどにしますので、よろしくお願いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開します。

続いて、1番 高橋知子君の発言を許します。

○1番（高橋知子君）

通告に従いまして順次質問させていただきます。

主に2つの質問を予定しています。コロナ感染が落ち着かない中、大変恐縮ではございますが、そんな今だからこそ必要な質問があります。どうぞよろしくお願いたします。

1つ目は、子どものコロナワクチン接種についてです。

5歳から11歳の小児接種が始まり、多くの子どもたち、保護者が不安に思っています。

そこで、まず1つ目の質問です。

市は小児接種に対してどのように動いていくのでしょうか。今後の流れをお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、小児へのワクチン接種につきましてお答えさせていただきます。

小児ワクチン接種につきましては、国の機関であります厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において接種に向けた答申が発出され、国及び岐阜県におきましても小児へのワクチン接種は必要であると判断されましたことから、本市でも小児へのワクチン接種を現在計画しているところでございます。

今後の進め方につきましては、対象者に対し接種券を送付し、接種希望のある方へのワクチン接種を進めてまいります。

接種券の発送につきましては、本市の医師会の接種体制及びワクチン接種の供給状況により調整が若干必要になってまいります。まずは11歳の方から順次接種券の郵送を予定しているところでございます。

接種体制につきましては、現段階では糸貫ぬくもりの里における集団接種を予定しておりますが、個別医院における接種につきましても現在調整を進めているところでございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋知子君。

○1 番（高橋知子君）

再質問いたします。

対象者全員に接種券は配付されるのでしょうか。また、接種券を送付される場合は何が同封されますか、お聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

今の御質問ですが、接種券につきましては対象者全員に一応送付を考えております。

それからもう一点ですが、同封されるものですが、市で作りましたコロナワクチン接種に関するお知らせ、あとは厚生労働省から出ているワクチン接種に関する情報提供に関する冊子、それから予診票、そういうものを今回同封して送る予定になっております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋知子君。

○1 番（高橋知子君）

ありがとうございます。

本巢市は接種券を年代別に全対象者に送付されるということですね。

先日の協議会でも質問しましたが、接種券が配付されると、対象者はそれだけで小児接種に対して慎重に考える機会を失います。自治体によっては一律配付はせず、メリットとリスクをしっかりと調べて小児接種に対して慎重な動きをしているところもあります。

そもそも、人はなぜ予防接種をするのでしょうか。それは健康のためです。今の子どもたちは、ゼロ歳の頃から大変多くの予防接種の種類を何度も受けています。初めて保護者になったときは、誰もがその膨大な種類と回数に驚きます。子どものワクチン接種をするには次の3つの条件を満足しなければならないと、国際オーソモレキュラー医学会会長である柳澤医師はこのように言っています。1つ目、ワクチンを接種する意義と必要性がある。2つ目、ワクチン製剤の中・長期の安全性が保障されている。3つ目、ワクチン接種をするリスクを大きく上回るメリットがある。

どうでしょうか。3つとも当たり前のことだと感じます。この3つの条件がそろっているからこそ、今までの予防接種は回数は多いけれど不安は少ないものでした。では、今の新型コロナワクチンはどうでしょうか。

まず1つ目、ワクチンは感染による重症化や死亡を防ぐ目的で打ちますが、基礎疾患のない子どもはそもそもコロナでは重症化や死亡することはなく、必要性がありません。

また、ニューヨーク保健当局の調査で、昨年11月にワクチンを2回接種した5歳から11歳の約37万人のデータでは、ワクチンの感染を防ぐ効果は接種後68%から、その僅か1か月には12%に落ちたという結果が出ており、既に論文で発表されています。日本では朝日新聞に掲載されていました。

先月の衆議院予算委員会で厚生労働省大臣の答弁でもはっきりと言われていますが、オミクロン株に対する小児接種にエビデンスはありません。ところが、同封されるという厚労省の小児接種パンフレットには予防効果は90.7%と書いてあります。なぜでしょうか。それは、小さいだけ書で下のほうに書いてあります。米印、オミクロン株が出現する前のデータですと書いてあるのです。この情報は現状に合いません。

2つ目、中・長期の安全性ですが、開発されて間もないメッセンジャーRNAワクチンにはどのような有害な影響があるのか、あるいはないのか、誰にも分かっていません。特に、成長とともに身体のシステムが変化する子どもに対する安全性は、高齢者よりもはるかに厳しくすべきだと思います。

3つ目、副反応のリスクは高いです。副反応が怖いワクチンとして最近最も有名なのは子宮頸がんワクチンかと思いますが、それをはるかに上回る確率です。第76回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の資料によると、副反応疑い報告は、死亡1,474人、重篤な副反応6,454人となっています。

世代が若くなればなるほど、コロナ感染症による死亡者数、重篤者数と、ワクチンによる死亡者数、重篤者数が逆転していきます。

また、柳澤医師は、自分に子ども、または孫がいる医師、歯科医師168人に対して、自分の子ど

も、または孫に新型コロナワクチンを接種させるかとアンケートを行いました。その結果、接種させると答えた医師、歯科医師は僅か9人、つまり9割以上の医師、歯科医師が自分の子どもや孫には今すぐワクチンは接種しないと答えたそうです。

小児接種に反対し、延期を求める有志の医師の会は全国に次々と増えています。今現在打たせようとしているワクチンはそういうワクチンです。専門家でも意見がこのように分かれており、親は難しい判断を今迫られています。

そこで、2つ目の質問です。

小児接種についての相談窓口を開設するなど、不安を抱えた市民への対応はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、小児接種について不安を抱える市民への対応についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました当初から、これは高齢者も含めて1回目、2回目もそうですが、当初からワクチン接種に不安のある市民の方はお見えになりました。その問合せ内容も多岐にわたっております。そうしたワクチン接種に対する対応につきましては、全て健康増進課、各保健センターにおいて承り、個々のケースに応じて対応を進めてまいりました。

今回、小児ワクチンへの接種におきましても、不安を抱える市民の皆様、保護者が多くお見えになると想定されますが、議員の申される特別な窓口を設ける対応につきましては、不安を抱える相談に対しましては、従来と同様に各保健センターにおきまして丁寧に説明し、ワクチン接種に対して適切な判断ができるよう対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

このような未知のワクチンを国や県からの要請とはいえ市としても進めていくのであれば、それなりの責任を伴うべきと考えます。名古屋市ではワクチン後遺症相談窓口と外来がつくられました。実際に多くの副反応疑いの方が出てきているからです。

そこで、3つ目の質問です。

接種により副反応が出た場合の市の対応、支援策はありますか。また、ワクチン後遺症、これは接種後の長期にわたる副反応のことですが、ワクチン後遺症への市の対応、支援策はありますか、お聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

今回、新型コロナウイルスワクチン接種による副反応につきましては、接種後約15分から30分ほど接種会場での待機となり、各個別医院もそうですが、その間に副反応の症状が出た場合、集団接種会場になりますが、その場にいる医師による判断の下、対応することとしております。対応内容によって救急搬送を要する場合は、岐阜市民病院が提携先となっておりますので、そちらへの搬送を予定しております。

また、ワクチン接種の後遺症などにつきましては、その後遺症が出た場合は病院などの医師の診断により対応することとなりますので、市といたしましては特に対応する業務、窓口は、相談はないところですが、最初に保健センター、市のほうに相談に見える場合には、医師への受診をお勧めするなど丁寧な対応をしてみたいと考えております。

また、ワクチンの後遺症、接種後の長期にわたる副反応の対応と支援策となりますと、健康被害の対象となることが考えられますことから、そうした場合には予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となりますので、本市の予防接種健康被害調査委員会への届出が必要となります。その審査を経まして国への申達となります。最終的な判断は国、厚生労働省が行うことになっております。

なお、国におきまして健康被害と認定された場合には、その治療費など状況に応じて給付を受ける制度があるところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

先ほど副反応疑いの報告は、死亡が1,474人、重篤な副反応は6,454人となっておりますが、国は今のところ556人の副反応があった方しか認定していません。その96%はアナフィラキシーショックの方で、現状ワクチン後遺症の方には給付を受ける制度がないと言ってもいいくらいです。

打ちたい方は、もちろん打てばいいと思います。ここにいる大人の皆さんがワクチンを打っても健康であるように、大多数の方がワクチンを接種しても健康なままです。私たちのようにリスクのあるワクチンを大人が接種して社会と子どもを守るというなら分かりますが、リスクのあるワクチンを子どもに接種して高齢者と社会を守ろうなんていう思考は私には到底理解できません。もし私が高齢者で自分の孫と同居していたら、自分がコロナになるリスクを減らすために、自分の孫にリスクあるワクチンを打たせるなんていう発想に果たしてなるかなというふうに思います。

皆さんも、このワクチンに対して少しは疑問に思っているところありませんか。あれ、ワクチン2回打ったのに全然コロナにかかるやんかとか。

CBCのインタビューで名古屋大学名誉教授の小島医師は、コロナワクチンを打てばコロナウイルスに対する免疫力は上がるんですが、全体的な免疫力、コロナ以外のウイルスやばい菌に対する

免疫力が下がる可能性があるので注意しましょうとヨーロッパでも勧告が出たところで、その可能性があるとされています。

アフターフォローがあればまだ安心です。本巢市は名古屋市に比べれば小さく、大きな病院はありませんが、それでもできることはあるかと思えます。このまま小児接種を推奨方向で進めるのであれば、都合のいいところだけ切り貼りされた今の簡単パンフレットだけでなく、事実に基づいたきちんと公平な情報を市民の方に伝えてください。

実は厚労省は、副反応疑いも含め、たくさんの情報を公開しています。優しい優しいQ&Aだけでなく、その先の細かく見るのも嫌になるようなデータが公開されていますので、ちゃんと読んでください。ファイザーの説明書簡単バージョンでなく、正規のものを隅々まで読んでください。推奨するのであれば、それぐらいのことはしてもいいんじゃないでしょうか。

先月CBCで放送された、修学旅行に行くためにワクチン接種をしたのに、修学旅行どころか学校にも行けなくなった12歳の女の子とその保護者の言葉をお伝えします。

ワクチンを打てば元気に修学旅行に行けると思っていた。メリットばかり言わないで、今こういうことが起きているという現状を、正確な情報をしっかり流していただいて、打つ前に親御さんに考えるきっかけにしてほしい。

最後に、ワクチン接種後、お亡くなりになった13歳の男の子の保護者の言葉です。

私の大切な大切な子どもは、ワクチン接種数時間後、あまりにも突然変わり果てた姿となり、旅立ってしまいました。あれから何もかも信頼できず、他人の声も入ってこず、悲しく、苦しく、情けなく、もがき続けながら日々を生きています。子どもの生きたあかしを少しでも意味のあるものにしたい。ようやくそんな気持ちを持ち始めましたが、どうすればよいのか、何が正しいのか分かりません。どうか正しい情報を広く発信し、せめて未来ある若者の命、健康な体を守ってください。

なお、私が発言してきたような内容が書いてある説明は、保護者にも読みやすい形で今すぐに準備できます。ぜひ接種券への同封をご検討ください。

では、大きく2つ目の質問に入ります。

年が明けてから陽性者が増えてきたため、学校や園が学級閉鎖で休みになったり、休園や休学になることも増えました。そのように学校や園が休みになった子どもたちの家では、現状濃厚接触者はもちろんのこと、濃厚接触者の認定でない子どもの家でも、ほとんどの保護者が仕事を休んでいます。また、例えば同じ学校内でも、どこのクラスで何人陽性者が出たからあそこは休みなどという情報や基準が公開されていないため、ますます保護者の不安は高まります。

そこで、市ではどのような対応、また支援を行っているのか詳細を知り、市民の不安を少しでも軽減したいという思いから質問いたします。

片岡議員の質問と重複するところもございますが、1つ目、本巢市の幼稚園や学校でコロナ陽性者が出たとき、どのような対応をしているのかお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、幼稚園や学校でコロナ陽性者が出たときの対応についてお答えさせていただきます。

厚生労働省によると、オミクロン株の蔓延に伴い家族感染による10歳未満の感染者が急増しており、本巢市内においても昨日までに105人もの園児、児童・生徒が陽性となっております。

家族内感染はよほど徹底した対策を行わない限り阻止することは難しく、家庭において兄弟から兄弟へ、さらに兄弟の学級から兄弟の学級へと感染が拡大していきます。そのため、市内幼稚園や学校における感染拡大を防ぐ対策としては、家庭内感染から他の園児や児童・生徒に感染が拡大していかないことに最も注意をし、学級閉鎖などの対応を迅速に行ってまいりました。

本市の学級閉鎖の基準は、文部科学省のガイドラインを踏まえ、陽性者の最終登校日が他の園児、児童・生徒の暴露日となることから、この日から数えて7日目までとしております。しかしながら、当該園児、児童・生徒が最終接触日となる発症日から2日前までの間に学級の仲間などと接触していない場合については、感染の可能性が低いと判断できますので、学級閉鎖の対象とはしておりません。

一つ一つの発熱や陽性などの報告に対し学級閉鎖の必要性を判断しており、閉鎖の場合は自宅待機をお願いしております。ただし、エッセンシャルワーカーなどでどうしても預け先がなく、保育を必要とされる在園児につきましては、別室で預かるなどの対応も行ってまいりました。

閉鎖中の園児、児童・生徒の兄弟については、現在は学級閉鎖中の児童・生徒等に濃厚接触者がいない場合に限り、最終接触日から3日目までの自宅待機とすることとしております。

園、学校教育委員会が一丸となってこのような対応をしておりますが、県内各地では園、学校のクラスターが多く発生している中、本市ではいまだ全ての幼稚園や学校でクラスターが発生していないことは、これまでの対策の成果であると同時に、保護者の皆さんをはじめとする多くの市民の皆さんの御協力のたまものであると感謝を申し上げます。

また、3月4日に発表された県の学級閉鎖等の対応の見直しにより、3月7日からは校内の他の感染事例や濃厚接触者の状況を踏まえて柔軟に対応することとなったことを受け、今後につきましては、複数の感染の判明や学級内の子どもの風邪などの症状の有無などを踏まえて、学級閉鎖措置等の感染防止対策を講じてまいります。

いずれにいたしましても、子どもたちの命を守ることが最も大切であり、このことを最優先に対応していくことが行政の責務であると考え、引き続き対応していきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

ありがとうございました。

本巢市ではできる限り休校や休園は避け、学級閉鎖も最小限で済むような個々に応じた対応をしていただけていて、保護者の一人としても本当にありがたく思います。

オンライン授業も当初から対応していただけています。私も実際息子がオンライン授業を受けるところを見ていましたが、とてもよく子どもも満足するようにやっけていただけています。しかし、保護者の声を聞くと、同じ市内でも学校によってかなり満足度に違いがあります。人気のない学級ではだんだん参加者が減っていくとも聞いています。

また、最近では、近隣市町のオンラインの評判なども聞こえてきます。実際にオンライン授業を受けている子どもたちの意見も取り入れながら、来年度に向け、各学校においてさらなる内容の充実を期待しています。

また、子どもの命、健康、もちろんそれが最優先なのですが、あまりにもコロナ対策ばかりを重視してしまうと、子どもたちの笑顔が減っていくようにも感じます。もちろんそこにも力を入れてやっけてくださっているのが本巢の教育ではあるのですが、来年度新しい部署ができるということで、そちらばかりに目が行き過ぎないように、今までどおり本巢市らしい教育を期待しております。

では、次の質問です。

当たり前のようになってきた突然の学級閉鎖等の休みですが、共働きの夫婦にとって、それは慣れるものではありません。しかもコロナ関連で子どもが休む場合、万が一を考えると、本巢市にはよくある祖父母に預けるという選択肢が難しくなり、結局親が仕事を休むしかありません。すぐに休めるような環境の方はいいのですが、そんな方たちばかりではありません。誰も悪くないのに仕事先に謝り、仕事を休むのは母親である可能性が高いです。仕事を休むことで生活が苦しくなる家庭もあれば、フルタイムで働き続ける環境を諦めざるを得ない方も出てきます。女性が社会で活躍するという世の中とは逆行する流れです。

民間の学童があるようなところでは、濃厚接触者でない限り、日中子どもを預けることもできるそうですが、本巢市でそれを利用している方はほとんどいません。先ほど幼稚園ではエッセンシャルワーカーの子どもたちは別の部屋で預かっけてくださっているとの対応、本当にありがたいと思いますが、そのほかに保護者が仕事を休む場合、市としてどのような対応、支援策があるのかお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えをさせていただきます。

2年ほど前にはなりますが、新型コロナウイルスの感染症第1波と言われるところですが、感染拡大により国が発出しました緊急事態宣言を受け、市内全域の幼稚園、小・中学校が臨時休校となり、その影響を受ける市内全ての子育て世帯に対しまして、市の将来を担う大切な子どもたちを応援する観点から、本巢市独自の給付金であります子育て世帯応援給付金事業により、ゼロ歳から中

学生までの子どもさん1人につき2万円を支給したことはございます。

今回、第6波の影響により学級閉鎖や休園、休校となったことで幼児、児童・生徒の保護者が仕事を休む場合に対しましては、国の施策ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対策応援支援金・助成金を御利用いただくことで保護者の負担軽減を図ることができると考えております。本市には御質問の市独自の給付金等による支援策等は想定しない状況であります。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

国の支援策があるというのは知っている方も多いたとは思いますが、自分から申請しなければいけません。手続きが難しいとの声もお聞きしますので、ぜひそういった制度をさくっと市民の方が使いやすくなるような手続きの簡素化、そんな支援だけでもあるとありがたいなと思います。

また、こういった内容の相談ですが、一律の給付金であれば、今答えていただいた健康福祉部、県の支援策は産業建設部、学校のことは教育委員会など支援策に対応している課がばらばらで、市民としては非常に頼りづらいところがあります。

どんなお困り事もそうかもしれませんが、どこに相談したらいいのか分からずに消えていく声はたくさんあります。市から給料をいただく、ここにいる私たち市側の人間は、コロナ禍であっても安定の職と安定の給料があります。だからこそ、そんな声に対応するのが仕事です。まだまだコロナは終結しそうにありません。そんな声が拾いやすく、また多くの市民と直接つながれる総合的な受付機関をぜひつくっていただきたいです。

さらにもう一つ提案です。

こういった中でも自分で仕事を持っているフリーランスの女性は強いです。大垣市や岐阜県などでよくやっている女性の自立をサポートするような取組も、これも給付金と一緒に、市でないのであれば、どんなものがあってどう使えるのか、分かりやすく市民の方にお伝えしてほしいと思います。

また、今まで全部働いている方のことだけ言いましたが、働いていなくても、ふだん幼稚園に行っているような子どもたちの一日中うちの中で、しかも御兄弟がいる御家庭では何人もの子どもたちの一日中うちの中で過ごすというのは、それをやったことがない方には分からないかもしれませんが、なかなかの精神的負担です。体力が物すごく必要です。私は昔、10年以上、土・日もなく朝から晩まで働いた経験がありますが、はっきり言ってそっちのほうが楽だなと私的には思います。

このどうしようもない子育ての悶々とする気持ちは、コロナ前であれば周りの同じような子育てをしている方たちと時間を共有したり、外出したりすることで解消できましたが、今はうまくできることばかりではありません。それがあまりにもたまったらピークに達すると、とんでもない事件が起こることもあります。

また、精神状態が不安定な親に育てられた子どもは、小さいうちはよくても、成長するにつれ様々な社会問題、いじめやひきこもり、そういった問題、またその先事件を起こしたりとか、いろいろな様々な社会問題に直結する場合があります。母親が心身ともに健康に過ごすというのは、世の中にあふれるたくさんの社会問題の根源です。ほとんどの人間は、幼少期、母親と過ごすたくさんの時間の中で人格を形成していくからです。これが理解できない社会に真の進化はないと思います。

質問に代わりたくさんの意見を言いましたが、ぜひ御理解していただき、市民の方々が少しでも安心して過ごせるようお力添えいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

お諮りします。議事の都合により明日3月10日を休会にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月10日は休会することに決定しました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月25日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時33分 散会